

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年3月3日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉冷却材浄化系熱交換器室内床ドレンファンネル上蓋のワイパー用ゴムの劣化が認められたため、当該ワイパーを交換	GⅢ	
2	2号機	コントロール建屋計算機室扉のドアノブに動作不良（空回り）が認められたため、当該ドアノブを修理	GⅢ	
3	3号機	消防設備定期点検において、タービン建屋地下1階潤滑油貯蔵タンク室不活性ガス消火設備の退室サイレンに鳴動不良が認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
4	4号機	計装用空気系空気圧縮機（B）の冷却水入口弁点検において、同弁操作空気供給配管に詰まり（内部腐食と推定）が認められたため、当該配管を交換	GⅢ	
5	4号機	残留熱除去海水系配管の点検において、残留熱除去系熱交換器（A）海水入口側ドレン配管の接続フランジ面にライニングの剥離が認められたため、当該ライニングを修理	GⅢ	
6	4号機	原子炉冷却材浄化系非再生熱交換器（A）チューブ側逃し弁の浸透探傷検査において、弁棒に腐食による指示模様が認められたため、当該弁棒を交換	GⅢ	
7	4号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用自動電圧調整器盤（A）近傍で仮設廃棄エリア養生作業を行っていた際、ロール状の養生シート端部が同盤取付計器の全面ガラスに接触、ガラスを破損させたため、当該計器のガラスを交換および当該計器の健全性を確認	GⅢ	
8	5号機	海水系硫酸第一鉄注入装置用溶解タンク攪拌機の点検において、シャフト軸受嵌合部および軸受けケースに摩耗が認められたため、当該部を修理	GⅢ	
9	5号機	取水設備除塵装置バー回転式スクリーン（C）の点検において、洗浄水圧力検出配管の接続部に緩みが認められたため、当該部を修理	GⅢ	
10	5号機	復水系復水前置ろ過器（B）ドームドレン弁の点検において、同弁操作電磁弁よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
11	5号機	復水脱塩装置再生系電磁弁箱内操作空気減圧弁の点検において、弁蓋フランジ部よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	GⅢ	
12	5号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 5）の空気抜き弁及び加圧空気入口弁の点検において、各弁操作電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を交換	GⅢ	
13	5号機	原子炉給水配管（B）用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	集中環境施設	使用済み制御棒減容装置による制御棒切断作業時、同装置切断トーチが作動不良となったため、当該トーチを修理	G III	
15	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液逆洗水受タンク出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
16	集中環境施設	所内ボイラ用重油ストレーナ（A）に詰まりが認められたため、当該ストレーナを点検・清掃	G III	
17	集中環境施設	洗濯廃液系使用済樹脂タンク（A・B）の各ろ過水入口弁（A・B：手動弁）の操作ハンドル固定用ロックピンに変形が認められたため、当該ロックピンを修理	G III	
18	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）の雑固体投入ダンパ駆動機構部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
19	集中環境施設	洗濯廃液系洗濯廃液濃縮器（B）の蒸発缶レベル検出器に誤動作が認められたため、当該レベル検出器を点検・修理	G III	
20	その他	消防設備定期点検において、研修棟2階の煙感知器3箇所に動作不良が認められたため、当該煙感知器を交換	G III	
21	その他	消防設備定期点検において、サービスホール1階の4箇所の誘導灯にバッテリー容量の不足、及び3箇所の誘導灯にランプ交換の表示が認められたため、当該誘導灯のバッテリー及びランプを交換	G III	
22	その他	消防設備定期点検において、サービスホールPR（ピーアール）棟の防排煙設備に作動不良が認められたため、当該防排煙設備を修理	G III	
23	その他	消防設備定期点検において、ビジターズハウスの5箇所の誘導灯にランプ交換の表示が認められたため、当該ランプを交換	対象外	
24	その他	消防設備定期点検において、1～4号機側防護本部の煙感知器1箇所に動作不良が認められたため、当該煙感知器を交換	G III	
25	その他	消防設備定期点検において、1～4号機側防護本部の1箇所の誘導灯にバッテリー容量の不足が認められたため、当該誘導灯のバッテリーを交換	G III	
26	その他	消防設備定期点検において、危険物倉庫（No. 2）の自動火災報知設備の警報ベルに鳴動不良が認められたため、当該ベルを交換	G III	